

# 収量は低下させず、燃油代を削減しながら 環境に配慮した加温技術を試してみませんか？

～ 環境に配慮した加温体系の栽培実証、マニュアルの作成等を支援します ～



令和7年度補正予算

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち

## 省エネルギー型ハウス転換事業

### 要望調査のお知らせ

地域にあわせて、  
より活用しやすくなるよう  
要件等を見直しました！  
見直したポイントは



が目印。

# 4.13～5.13

農水省  
本省必着

農政局・都道府県への必着期限は  
農政局・都道府県にお問合せください。

#### 事業概要

施設園芸において、化石燃料の使用量低減と生産性を両立する栽培体系（省エネルギー型ハウス）への転換に向けた実証や普及の取組を支援する事業

#### 支援対象

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合  
\* 協議会は、農業者と普及組織（都道府県、市町村、農業協同組合のいずれか）が参画すること。

#### 支援内容

#### 1 地域エネルギーの賦存量調査及びマップの作成〈選択〉

定額：1,500万円まで

地中熱等の地域エネルギーの賦存量を把握するための調査に係る委託費などを支援  
\* 掘削費は交付対象ではありません。



#### 2 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組〈選択〉

定額、1/2以内：2,500万円まで

##### (1) 検討会の開催〈必須〉

定額

実証内容の話し合いや先進地視察に必要な会場借料、専門家招へい費用、旅費などを支援

##### (2) 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証〈必須〉

定額

実証ほ場・ハウス等の借上費\*、データ分析等の委託費、技術指導講師派遣の旅費・謝金、省エネルギー技術の実証や併せて行う生産性の維持・向上技術の実証に必要な資材費などを支援  
\* 借上費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る。

##### (3) (2)に必要な農業機械等の導入等〈選択〉

1/2以内：2,000万円まで

省エネルギー技術の実証や併せて行う生産性の維持・向上技術の実証に必要な機械・設備・自家消費発電システムの導入費や役務費、ハウスの改良に係る経費などを支援

##### (4) 環境影響評価の実施〈必須〉

定額

環境影響評価を実施するための委託費、専門家等移動のための旅費などを支援

##### (5) マニュアル等の作成、情報発信〈必須〉

定額：500万円まで

情報発信のためのセミナー等の会場借料、マニュアル等の印刷製本費などを支援

詳細は裏面を  
チェック

### 本事業のメリット

- 将来の化石燃料を使用しない施設園芸に向けて、地域で活用可能な再生可能エネルギーの調査ができます。
- ◎ 化石燃料の使用量低減技術と併せて行う生産性の維持・向上技術の実証を行うことができます。
- ◎ 機械や設備を用いた技術の実証だけでなく、資材を用いた技術の実証もできます。

# 本事業で導入可能な機械や設備について

## 省エネ機器・設備

施設園芸において、加温に係る化石燃料の使用量や温室効果ガスの排出量の低減に資する機械・設備。

(例)

- ヒートポンプ
- 木質バイオマスボイラー
- 循環扇
- 多段サーモ装置
- 局所加温装置
- CO<sub>2</sub>貯留装置・供給装置
- 内張多層化設備  
(カーテン資材を設置するための骨組み等)
- 外張多層化設備 など

## 生産性の維持・向上に資する機械・設備

施設園芸において、生産性の維持・向上に資する機械・設備。

(例)

- CO<sub>2</sub>ガス発生装置
- 細霧冷房装置
- 隔離ベッド栽培装置
- 養液栽培装置 など

## 自家消費発電システム

施設園芸において、省エネ機器等に電気を供給する自家消費発電システム。ただし、システムの発電容量は、実証ハウス内で利用する消費電力量が上限です。

(例)

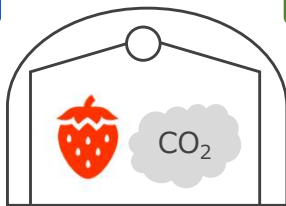
- 太陽光発電システム など

## 事業活用例 (イメージ)

(例1) 低温でも生育旺盛な品種×高保温資材×炭酸ガス (例2) ヒートポンプ×炭酸ガス×ミスト噴霧

### 省エネ技術

- ・低温でも生育旺盛な品種 (かおり野)
- ・高保温性カーテン

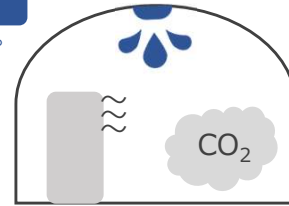


### 増収技術

- ・炭酸ガス施用

### 省エネ技術

- ・ヒートポンプ



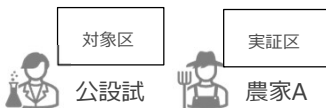
### 増収技術

- ・炭酸ガス施用
- ・ミスト

## 事業の要件・留意点

- 加温に係る温室効果ガスの排出量について、実証する省エネルギー技術 (の組合せ) により、慣行と比較して**15%以上の低減**が見込まれる必要があります。
- 実証する技術の効果を明らかにするため、対照区を設けたり、栽培体系等の変更がない農業者等の温室効果ガスの排出量の変化率等を勘案等し、**外的要因 (外気温等) をできる限り排除**する必要があります。

【例1】公設試を対象区として利用



【例2】実証する農家Aの別ほ場を対象区として利用



## 問合せ先

要望調査や事業申請については都道府県に、事業活用上のご不明点等については下記に相談ください。

北海道農政事務所  
生産支援課  
☎011-330-8807

東北農政局  
園芸特産課  
☎022-263-1111  
(内線: 4393)

関東農政局  
園芸特産課  
☎048-740-0375

北陸農政局  
園芸特産課  
☎076-232-4314

東海農政局  
園芸特産課  
☎052-223-4624

近畿農政局  
園芸特産課  
☎075-414-9023

中国四国農政局  
園芸特産課  
☎086-224-9413

九州農政局  
園芸特産課  
☎096-300-6261

内閣府沖縄総合事務局  
農林水産部 生産振興課  
☎098-866-1653

農林水産省 農産局 園芸作物課

施設園芸対策班 ☎03-3593-6496

農林水産省施設園芸における化石燃料の使用量削減に向けた取組についてのページ  
事業の詳細を掲載しています

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/midori.html>

